

八代海域モニタリング委員会 規約 (案)

第一条 (目的)

本委員会は、八代海域調査委員会の提言を受け、八代海域の環境保全に万全を期すため、学識経験者の指導のもと八代海域の状況の監視（モニタリング）を行うとともに、適切な保全対策の推進が図られるよう協議するものとする。

第二条 (委員会)

- 一 委員会には委員長を置き、委員の互選によって選任する。
- 二 委員長は、委員会を統括する。
- 三 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。
- 四 委員会は、必要な都度委員長がこれを招集する。
- 五 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 六 委員会の会議、委員会資料、議事内容の公開については委員会で定める。
- 七 委員会は、幹事会を置くことができる。

第三条 (委員会の委員)

委員会の委員は、別紙の委員をもって構成する。

第四条 (有明海・八代海総合調査評価委員会との関係)

委員会は、環境省が所管する「有明海・八代海総合調査評価委員会」に対し、必要に応じてデータの提供等可能な協力をを行うものとする。

第五条 (事務局)

委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所におく。

第六条 (規約の改正)

本規約の改正は委員会の決議によらなければならない。

附則

この規約は、平成15年 5月 日から施行する。